



News Letter



天達共和律師事務所
East & Concord Partners

目次

- ◆ 天達共和及び知的財産部ニュース速報-----2
 - フォーラム開催報告: AI のリズム～法律家のためのスマートツール実践デモ
 - 特許侵害訴訟(請求総額 5.8 億円超)において特許無効を実現(被告側代理)
- ◆ 最新知財動向 -----4
 - 最高人民法院が第 6 回 種苗知的財産権司法保護典型事例を公表
 - 国家知識産権局が指摘する Open Claw 利用に伴う出願リスク
- ◆ 代表事例速報 -----6
 - 営業秘密侵害: 従業員による技術情報持出し・新会社設立に対し 600 万元(1.4 億円)の賠償命令
 - 商戦の裏に潜む「人材の暗流」: DJI 対 Insta360 特許権帰属紛争
- ◆ TOPICS -----13
 - 中国における生成 AI 関連の司法判断と法規制の動向

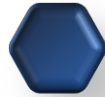
フォーラム開催報告: AI のリズム～法律家のためのスマートツール実践デモ

2026年3月31日、杭州市弁護士協会企業法務専門委員会と天達共和法律事務所杭州事務所の共催により、フォーラム「AI のリズム～法律家のためのスマートツール実践デモ」が同事務所にて開催されました。

本フォーラムは、同専門委員会にとって2026年最初の全体活動であるとともに、杭州事務所が主催する2026年度第1回(通算第32回)钱塘フォーラムを兼ねて開催されたものです。当日は40名を超える法律関係者が参加し、法律実務におけるAI技術の革新的な活用に焦点を当て、ケースデモンストレーションやツール実演、ディスカッションを通じて、法律サービスの高度化・知能化への展望について意見交換が行われました。

また、杭州市弁護士協会拱墅分会副会長であり、天達共和法律事務所マネージングパートナー兼杭州事務所管理委員会主任の李燕山弁護士、ならびに杭州市弁護士協会企業法務専門委員会主任の姚佳弁護士が出席し、指導を行いました。さらに、天達共和パートナーであり同専門委員会副主任の趙小松弁護士が司会を務めました。





特許侵害訴訟(請求総額 5.8 億円超)において 特許無効を実現(被告側代理)

当事務所知的財産部の薛侖(セツ・リン)パートナー弁護士・弁理士は、請求額 5.8 億円を超える特許侵害訴訟において被告側代理人を務め、対象特許 4 件のうち 2 件について全部無効、残る 2 件についても一部無効との判断を導きました。

本件は、2025 年 5 月、タイヤチェンジャー分野における上場企業である顧客に対し、イタリアのグローバル大手企業およびその関連会社が、上海知的財産権法院において 4 件の特許侵害訴訟を提起したものです。賠償請求総額は 2,500 万元人民元(約 5.8 億円超)に上りました。

薛弁護士率いるチームは、先行する法律事務所から準備資料を引き継ぐという制約のある状況下において、短期間で案件の全面的な再分析を実施し、2025 年 10 月末に 4 件すべての口頭審理に対応しました。その結果、2026 年 1 月には、2 件について全部無効、2 件について一部無効との成果を得るに至りました。

また、一部無効にとどまった 2 件については、受任当初の見通しに基づき、日本の調査機関に追加調査を委託し、より有力な先行技術資料を確保しております。現在は、これらの新たな証拠に基づき、更なる無効化に向けた対応を進めております。

当事務所は、引き続き顧客と緊密に連携し、正当な利益の確保に向けて全力で取り組んでまいります。



薛 侖(セツ・リン)パートナー弁護士・弁理士

Intellectual Asset Management (IAM) より、複数年にわたり(2021 年、2022 年、2024 年、2025 年)「Recommended Expert」に選出されており、知的財産分野における専門性が国際的に高く評価されています。



最高人民法院が第6回 種苗知的財産権司法保護典型事例を公表

最高人民法院はこのほど、全国の法院が2025年に審理を終結した事件の中から、第6回 人民法院種苗知的財産権司法保護典型事例 10件を選定し、公表した。

今回の典型事例は民事事件・行政事件が中心で、内訳は民事侵害事件が9件、植物新品種行政処罰事件が1件であった。

民事事件では、「偽装ブランド」(套牌)侵害、無表示袋(白皮袋)侵害、貯蔵侵害、および輸入侵害など多様な侵害類型を扱っている。

対象品目は、水稻・小麦・トウモロコシ・大豆など主要農作物に加え、トマト・リンゴ・ザクロなどの野菜・果樹品種にも及んでいる。

最高人民法院は、これらの事例公表を通じて保護の強化と保護措置の革新を推進し、種苗紛争事件の裁判規範を継続的に整備し、保護範囲を拡大していく姿勢を強調している。

出典:最高人民法院

国家知識産権局が指摘する Open Claw 利用に伴う出願リスク

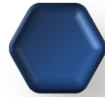
国務院国有資産監督管理委員会(国家知識産権局)はこのほど、Open Claw などの AI エージェントツールにはデフォルトのセキュリティ設定が脆弱で重大なセキュリティリスクが発生しやすく、同種のエージェントを使用して出願書類を作成すると複数のリスクが誘発される可能性があるとしてリスク提言を発表した。

Open Claw は、オープンソースかつ実用性が高いことから、AI 分野で高い注目を集めている。しかし、出願書類の作成という専門的な場面において、AI エージェントの使用に伴うリスクや潜在的な問題は看過できない。

国家知識産権局は、同種の AI エージェントを用いた出願書類作成が、「技術情報の漏洩」「実質的な瑕疵」「不誠実な出願」の3つのリスクを誘発する可能性があるとして警告している。

1. 「技術情報の漏洩」リスク

OpenClaw などのエージェントには、過大なアクセス権限の付与、セキュリティホール、プラグインへの毒入れ(ポイズニング)といった潜在的な脆弱性が存在する。これらのツールで出願書



類を作成すると、技術開示書などのコア情報が流出するおそれがある。一度情報が漏洩すると、特許の新規性が失われ権利化できないだけでなく、第三者に先に出願されるなど、出願人に甚大な損失をもたらす。また、代理機構(特許事務所)は契約違反による損害賠償責任を問われることになる。

2.「実質的な瑕疵」リスク

AI エージェントによる出願書類作成プロセスでは、「AI ハルシネーション」が発生する可能性があり、それによって書類内に論理的矛盾、技術的特徴の記載不明瞭が生じ、結果的に適切な権利保護を受けられなくなる。

3.「不誠実な出願」リスク

AI エージェントが根拠なく生成した内容や、ランダムな捏造、情報の寄せ集めによって出願書類を作成する行為は、誠実信用の原則に反する「不誠実な特許出願行為」に該当する。これが一定数に達した場合、出願人は警告や罰金などの行政処罰の対象となる。また、代理機構および代理人は、営業許可証の取り消し、資格の抹消などの厳しい処分を受け、情状が重大な場合には重大な違法・不誠実リストに登録される。

上記のリスクを防ぎ、各当事者の合法的権益を保護するため、国家知識産権局は以下の提言を行った。

出願人への提言：

リスク管理意識を高め、信頼できる特許代理サービスを慎重に選択し、代理機構が AI エージェントを使用して出願書類を作成しているかどうかを自主的に確認すべきである。代理機構が無断で関連ツールを使用し、情報漏洩や不誠実な出願を行った場合、法令に基づき苦情と告発を行い、代理機構に損害賠償を求めることができる。

特許代理機構および代理人への提言：

AI エージェントの使用に伴うリスクを警戒し、エージェントを使用した不誠実な出願行為を断固として禁じ、依頼者の合法的権益を着実に保障すべきである。

出典：中国知的財産権新聞





営業秘密侵害：従業員による技術情報持出し・新会社設立に対し 600 万元 (1.4 億円) の賠償命令

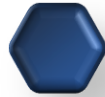
1、事件の概要

本件は、元従業員が職務上の立場を利用して技術秘密を取得した後、退職して競合企業を設立し、当該技術秘密を用いて侵害製品の生産・販売を継続した、技術秘密侵害紛争の典型例である。権利者である優鎧(上海)機械有限公司(以下「優鎧社」)は、最適選択鋸製造企業で、同社の「計測・切断一体型設計」に関する技術情報が技術秘密に該当すると主張した。

元従業員の李某・周某は優鎧社で、それぞれ技術開発およびアフターサービス業務に従事しており、本案の技術秘密に接触する機会があった。2011 年 12 月、二人は曹某と共に投資して上海路啓機械有限公司(以下「路啓社」)を設立し、その後優鎧社を退職した。2013 年、優鎧社は路啓社が生産する B200 型最適選択鋸が自社の技術秘密を侵害しているとして提訴した。上海市高級人民法院は 2017 年に第 470 号判決を下し、李某・周某が路啓社に技術秘密を開示し、路啓社の行為が権利侵害に該当すると認定した。

前記判決後も、優鎧社は路啓社が V200、S200、F308、H18 などの新モデルにおいて引き続き最適選択鋸を生産・販売していることを発見し、再度提訴した。一審の上海知識産権法院は、鑑定結果に基づき、被疑侵害製品が本案の技術秘密を使用していないと認定し、すべての訴訟請求を棄却する判決を下した。優鎧社はこれを不服として、最高人民法院に上訴した。

最高人民法院による二審では、原審の鑑定手続に瑕疵があったとし、被疑侵害製品と本案の



技術秘密が実質的に同一であると認定した。これにより法院は、路啓社の行為が権利侵害に該当すると判断して判決を変更し、路啓社に対して権利侵害行為の停止を命じるとともに、経済損失および合理的な費用を含む総額 600 万元の損害賠償を命じた。

2、裁判要旨の分析

一、技術秘密の保護範囲の画定手法

本件において、最高人民法院は技術秘密の保護範囲の画定に対し、実務に即した姿勢を示した。法院は一方で、権利者は一審の法廷弁論終結までに秘密事項（秘密点）を明確に特定すべきであるという原則を堅持しつつ、他方で、権利者が主張した秘密事項の範囲を実質的に超えない限り、その内容に対する解釈と説明を行うことを容認した。技術秘密に関する訴訟は複雑な技術的事実を含むため、権利者が提訴当初から秘密事項を完全かつ正確に定義することは困難である。訴訟の進行に伴い相手方の抗弁を経て、秘密事項への理解が次第に深まっていくという実態がある。

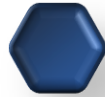
優鎧社が原審と二審において本案の技術秘密の表現に相違を見せた点について、最高人民法院は、当該相違は異なる角度からの解釈に過ぎず、実質的な変更ではないと認定した。これは、技術秘密事件の特殊性へ配慮した判断といえる。同時に、法院は次のように明示した：「技術秘密の内容の画定は、往々にして、膨大な事実認定と複雑な法的判断を伴う」ため、各当事者による弁論、選別・吟味を経て初めて、技術秘密と公知情報との境界線を画定できる。

二、鑑定手続の瑕疵の補完

本件の一審における鑑定には、二つの手続的瑕疵が存在した。一つは鑑定人名簿の変更が当事者に速やかに通知されなかったこと、もう一つは被疑侵害製品の機能ロックに係る処理が適切でなかったことである。原審の鑑定機関は V200 型最適選択鋸が「長さモードで切断できない」ことを理由に、直ちに同製品には長さ切断機能が備わっていないと認定した。しかし、最高人民法院による二審で現場検証を行った結果、実際にはパスワードによって機能がロックされていただけであり、ロック解除後には長さモードでの切断が可能であることが判明した。

この瑕疵は、鑑定結果の正確性に直接影響を及ぼした。最高人民法院は、手続的瑕疵があるからといって、直ちに事件を原審法院に差し戻すのではなく、自ら現場検証を行うことで原審鑑定を証明し、判決において原審鑑定の不適切な点を明確に指摘した。手続上の権利保





障は実体的な公正の前提であるが、手続的瑕疵に対する救済ルートは多様である。二審法院が追加の現場検証などの方式で手続的な欠陥を補完できるのであれば、一概に再鑑定を行う必要はない。

三、公知技術による抗弁への対応

被疑侵害者は常に「要素分割」の方式で技術情報が既に公開されていることを主張する。これは、権利者の技術案を複数の技術的特徴に分解し、それぞれ公開文献を探して各特徴が既に開示されていることを証明し、全体としても秘密性がないと主張する。本件においても、李某・周某・路啓社も同戦略を採用し、数十点の対比文書を提出することで、本案の技術秘密が既に公開されていることを証明しようと試みた。

最高人民法院はこのような「寄せ集め式」の公知技術による抗弁を明確に退け、「一部の情報が既に公開されていたとしても、全内容が完全に公開されているわけではない」と指摘した。これは技術秘密に対する「一体性」保護の立場を体現している：たとえ、個々の技術的特徴が公的なルートから入手可能であったとしても、それらの特定な組み合わせによって形成された完全な技術案は依然として営業秘密に該当する可能性がある。

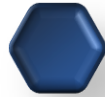
四、反復的・継続的権利侵害の認定

本件は、典型的な「反復的権利侵害」事件といえる。先行する第 470 号判決において路啓社の行為が権利侵害と認定された後、同社は引き続き新モデルの最適選択鋸を生産・販売した。優鎧社は、路啓社が同判決後も侵害行為を停止せず、逆に製品モデルの変更や、アップグレードといった手法で継続的に侵害を行っていると主張した。

最高人民法院は、先行判決を本件の権利侵害に対する直接的な証拠とはしなかったが、そこで認定された事実を十分に考慮した：先行判決で既に李某・周某が本案の技術秘密に接触・把握し、路啓社の設立過程において同社に技術秘密を開示したことを認定している。本件の被疑侵害製品と本案の技術秘密が実質的に同一である事実と組み合わせて、法院は最終的に路啓社の行為が権利侵害に該当すると認定した。

注目すべきは、法院が「開示行為」に対する重複提訴について明確な定義を示した点である：同一の技術秘密に対する開示行為は一回限りの侵害行為であり、前記事件で処理された場合、権利者は再度提訴することができない。但し、「使用行為」については、新たな権利侵害製





品に対して別途提訴することができる。

五、損害賠償の算定:技術貢献度と裁量的賠償の適用

本件において、優鎧社は権利者の損失に基づいて賠償額を算定することを主張したが、侵害製品の具体的な販売数量に関する十分な証拠を提供できなかった。そのため最高人民法院は、『不正競争防止法』および関連する司法解釈に基づき、技術秘密の性質、イノベーション度、研究開発コスト、商業的価値、技術貢献度、権利侵害者の主観的な過失、権利侵害の状況などの要素を総合的に考慮して、経済損失 500 万元、合理的な費用 100 万元を定した。

この裁量的賠償の適用は、技術秘密事件における損害賠償の特殊性を反映している。権利者の損失または侵害者の利益を正確に算定することが困難な場合、法院は関連する要素を総合的に考量して合理的な判断を下すことができる。本件では特に本案の技術秘密の「技術貢献度」が考慮された:V200 型最適選択鋸の長さモードおよび係数モードにおいて本案の技術秘密が使用されているが、同製品には他の切断モードも備わっているため、賠償額は製品全体における技術秘密の価値占める割合を反映すべきである。

六、侵害製品の購入者が負う責任の境界:使用行為の法的性質

本件において、優鎧社は被疑侵害製品の購入者かつ使用者である魯麗社に対し、権利侵害責任を負うべきであると主張した。最高人民法院は、以下の通り明確な判断を示した:技術秘密を侵害して製造された製品の使用行為は、『不正競争防止法』第十条に列挙された技術秘密侵害行為に該当しない。

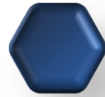
技術秘密に対する「使用行為」とは、技術秘密を製品の製造過程に応用する行為を指し、製造済み製品の使用を指すものではない。権利侵害製品の製造が完了した時点で、技術秘密を「使用」する権利侵害行為は既に発生し、かつ完了したものとみなされる。購入者がその後同製品を使用する行為は、不正競争防止法の規制対象範囲には含まれない。

3、事件索引

最高人民法院(2022)最高法知民終 945 号

出典:知産之声





商戦の裏に潜む「人材の暗流」: DJI 対 Insta360 特許権帰属紛争

本件は、DJI が Insta360 を相手取り提起した、6 件の特許に関する権利帰属紛争に端を発するものである。DJI は、これらの特許が複数の元 DJI の中核研究開発者により、退職後 1 年以内に完成された発明であり、『中華人民共和國専利法』の規定に基づく職務発明に該当する以上、特許権は DJI に帰属すべきであると主張している。すでに本件は法院により正式に受理されている。周知のとおり、本件は DJI が中国国内で初めて提起した特許権帰属紛争であり、係争特許は無人機の飛行制御、構造設計、画像処理といった重要技術分野に集中している。

世界の消費者向け無人機市場をリードする DJI と、パノラマカメラ市場において約 66% のシェアを占め、「新興勢力」とも称される Insta360 との対立は、単なる特許権の帰属問題にとどまらず、急速に変化する市場環境下における戦略的競争の一環であるとの見方もある。

法院の公告によれば、Insta360 創新科技股份有限公司および深セン市 DJI 創新科技有限公司を当事者とする複数の関連事件について開廷公告がなされており、当事者には Insta360、DJI のほか、王某、陳某らの個人も含まれている。

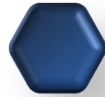
本件の核心的争点は、「退職後 1 年以内に完成された発明」が職務発明に該当するか否かである。この点について、『中華人民共和國専利法実施細則』第 13 条第 3 項は、「退職、転出又は労働・人事関係終了後 1 年以内に完成され、かつ元の勤務先において従事していた業務又は当該勤務先から与えられた任務に関連する発明創作」を職務発明に含む旨を明確に規定している。

一、事件の経緯: 6 件の特許が引き起こす権利帰属紛争

2026 年 3 月 23 日、DJI は広東省深セン市中級人民法院に対し、Insta360 名義の 6 件の特許(発明特許 3 件、実用新案特許 3 件)の権利帰属が DJI にあることの確認を求めて提訴した。係争特許は、無人機の飛行制御、機体構造設計、画像処理アルゴリズムという 3 つの中核技術分野をカバーしている。

DJI 側は、当該 6 件の特許の発明者がいずれも元 DJI の中核研究開発者であると主張する。これらの人員は DJI 在職中、無人機の重点プロジェクトに深く関与し、飛行制





御、構造設計、画像処理等の中核技術に直接接していた。そして退職後 1 年を経ないうちに、従前の業務と高度に関連する分野において、Insta360 のために複数の特許出願を行ったとされる。

さらに議論を呼んでいるのが、特許発明者に関する「匿名化」の取扱いである。DJI によれば、無人機の飛行制御および構造設計に関する 2 件の重要特許について、Insta360 は国内出願において一部発明者について氏名不公開請求を行っていた。一方、対応する国際特許出願(PCT)では開示義務により当該発明者の実名が記載されており、その人物が元 DJI の中核研究開発者であることが判明したとされる。

二、双方の反応：対立する「自主革新」と「職務発明」

DJI の主張に対し、Insta360 創業者の劉靖康は公に反論した。同氏は、「係争特許は研究開発者が Insta360 入社後に独自に創出した成果であり、一部発明者の匿名化はヘッドハンティングによる引き抜き防止およびプライバシー保護のためである」と説明している。さらに、DJI 製品が Insta360 の 28 件の特許を侵害している可能性にも言及したが、現時点では提訴の予定はないとした。

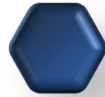
また劉靖康は、特に関心の高い飛行制御分野について、係争の可能性がある特許は、ユーザーが無人機をワンタッチで「飛び降り飛行」のような効果を実現できる技術であり、その着想は自身によるもので、開発過程の修正や検証にも深く関与したと主張している。

これに対し DJI 側は、「職務発明の判断基準は、当該発明が元の勤務先の業務と関連するか否かにあり、発明の着想者が誰であるかは本質的ではない」と反論する。すなわち、研究開発者が DJI 在職中に接触した技術体系、実験データ、開発ルートはその技術能力の中核を構成しており、退職後 1 年以内に出願された関連特許は、法的に職務発明と推定されるべきであると主張している。

三、商業的背景：競争のズレから正面衝突へ

深セン市南山区において、両社の本社はわずか十数キロの距離に位置している。この地理的近接性は、両社の競争関係の緊密さを象徴しており、スマート映像機器業界における競争が、従来の棲み分けから正面衝突へと移行しつつあることを示している。





従来、DJI は消費者向け無人機分野を主導し、Insta360 はパノラマカメラに特化していたが、この 1 年で両社は互いの中核領域へと進出している。パノラマカメラ分野では、DJI の新製品「Osmo 360」が発売後 3 か月足らずで世界シェア 43% を獲得し、Insta360 の 49% に迫った。一方、Insta360 も初の無人機「影翎 A1」を投入し、DJI の主戦場に直接参入している。

マーケティング面でも競争は激化している。劉靖康は過去に公表した文章において、「DJI の大幅値下げには少なからず Insta360 の影響がある」と述べ、さらに「DJI 製品の購入者に対し、購入証明の提示により Insta360 で利用可能な 100 元の無条件割引クーポンを提供する」と宣言した。

四、法律的争点と業界への影響

本件の核心的争点は、退職後 1 年以内に完成された、元の業務に関連する発明が、当然に元の勤務先に帰属するか否かにある。

実務上は、主として以下の 3 点が判断の鍵になるとされている。

1. 時期要件: 特許出願日が退職後 1 年以内であるか
2. 技術的関連性: 係争特許が従前の業務内容と高度に関連しているか
3. 主観的要素: 発明者の隠匿や意図的な回避行為等が認められるか

本件は、2026 年におけるハードテクノロジー分野の「特許コンプライアンス元年」を象徴する事案の一つと位置付けられている。仮に DJI が勝訴した場合、Insta360 は当該 6 件の中核特許の権利を失い、無人機事業の技術基盤に重大な影響が生じる可能性がある。

同時に、本件は人材の流動と技術帰属の法的境界を改めて問い直すものであり、テクノロジー業界全体に対しても大きな示唆を与えることが予想される。

出典: 表紙ニュース





中国における生成 AI 関連の司法判断と法規制の動向

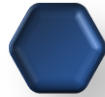
はじめに

2024 年頃から、中国における生成 AI 関連の司法判断を目にする機会が増えている。これまでの「AI 生成物に著作権があるか」という議論を超え、プラットフォームの注意義務や AI のハルシネーションへの責任、さらにはソフトウェア著作権登録の新基準など、多岐に渡る判断・規定が見られる。本稿では、AI に関する近年の法律法規等を簡潔に紹介した上で、いくつかの判例を取り上げ、具体的な司法判断の内容を紹介する。

1、AI 関連の法律法規および専利関連規定について

中国では AI 技術の普及に伴い、行政規定の整備が急速に進められています。主な法律法規は以下の通りである。

- インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定(2022 年 3 月 1 日施行) 推薦アルゴリズムや AI 広告に、透明性、公平性、社会的責任を要求し、ユーザーの権益保護や世論操作の防止を図っています。また、アルゴリズムの届出制度を導入している。
- インターネット情報サービス深度合成管理規定(2023 年 1 月 10 日施行) 画像や音声のディープフェイク等の深度合成技術を対象とし、情報の安全管理やコンテンツへの識別ラベル(透かし)の表示、実名登録義務を定めている。
- 生成式人工知能サービス管理暫定弁法(2023 年 8 月 15 日施行) 生成 AI サービスに特化した包括的規定で、学習データの適法性、知的財産権の尊重、アルゴリズムの届出、安全評価の実施をサービス提供者に義務付けている。



- 人工知能生成合成内容標識弁法(2025年9月1日施行) AI生成・合成コンテンツを対象に、明示的標識・暗示的標識によるラベル付け等、サービス提供者およびコンテンツ配信事業者の義務を規定している。

また、専利、コンピュータソフトウェアに関しては、以下の動きがある。

- 人工知能関連専利出願ガイドライン(試行)(2024年12月31日発表) AI関連発明を4つに分類し、進歩性の考慮要素、明細書の記載要件、倫理規定について解説している。

- 専利審査指南の改正(2026年1月1日施行) 主要な改正点としてAI分野の審査を挙げ、公序良俗・倫理審査の導入、進歩性判断の具体化、明細書の記載要件を規定している。

- コンピュータソフトウェア著作権登録申請書の更新(2026年3月15日発表) 新版の申請表では、AI不使用の誓約と、虚偽があった場合の信用システムへの記録への合意、担当者の署名および身分証番号の記載が義務化されている。

2、AI 関連の近年の司法判断

(1) AI 生成画像に関する著作物性

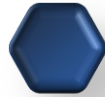
(2023)京 0491 民初 11279 号では、Stable Diffusion による AI 生成画像が著作権法上の作品(著作物)に該当するかが争われた。北京インターネット法院は、原告がプロンプトの調整やパラメータ設定を通じて独創的な選択と配置を行っており「知的貢献」が認められるとし、AI 生成画像を「作品」と認定して権利侵害を認めた。

一方、(2024)苏 0582 民初 9015 号では、Midjourney による蝶々の椅子の AI 生成画像が、作品に該当するかが争われた。江蘇省蘇州市中級人民法院は、単なるプロンプト入力のみでは独創性は不十分であり、修正や選択のプロセスを示す創作過程の原始記録がなく、生成画像の再現もできなかったため、独創性を証明できないと判断した。

また、(2024)苏 0581 民初 6697 号では、創作過程において部分的に Midjourney を用いた作品の著作性が争われた。江蘇省常熟市人民法院は、原告が提出した原画、創作記録、発表記録等に基づいて、プロンプトの調整、画像編集ソフトでの修正、及び AI への再投入を繰り返したことが「作者の個性的な選択と判断」を反映しているとし、著作物性を認めた。

その他、(2025)沪 0101 民初 14775 号では、特定のプロンプトが無断で「AI 生成用の指示文





例」として公開・利用されたことから、プロンプトの著作物性が争われた。上海市黄浦区人民法院は、本件プロンプトが「AIに何を描かせるか」という抽象的な「思想(アイデア)」であって、具体的な「表現」ではなく、単語の羅列は論理的構造や表現の深さを欠き、独創性を認めがたいとして、公共の利益も考慮したうえで、その著作物性を否定した。

(2) AI プラットフォーム・利用者の法的責任と注意義務

上述した生成式人工知能サービス管理暫定弁法を参照して、生成 AI サービス提供者の責任を認めた事例がある。

(2024)浙 01 民終 10332 号では、AI 画像生成サービス提供者が、既存 IP(ウルトラマン)に酷似した画像をユーザーに生成させたことから、著作権侵害および不正競争の成否が争われた。浙江省杭州市中級人民法院は、ユーザーによる著作権侵害を認定するとともに、AI サービス側には高い注意義務があり、キーワードフィルタリングや権利侵害通知への迅速な対応などの措置が不十分で過失があるとして、生成 AI サービス提供者である被告に、著作権の幫助侵害を認定した。

(2024)粵 0192 民初 113 号でも、同様のウルトラマン画像について AI サービス提供者の責任が争われ、広州インターネット法院は、AI サービス提供者である被告の複製権・改編権侵害を認定し、ユーザが関連するプロンプトを通常通り使用しても、実質的に類似する画像が生成できない程度まで防止措置を採らなければならないと判示した。

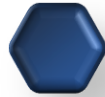
(3) AI が生成した情報のハルシネーションと利用者の責任

(2025)浙 0192 民初 1891 号では、生成 AI が生成した虚偽情報を個人メディア上で投稿したブロガーに対し、不正競争が認定された。被告は「記事の右下に『〇〇モデルにより作成』と表示しており公衆を誤認させる主観的な意図はなかった」と抗弁したが、浙江省杭州市濱江区人民法院は、上述した 人工知能生成合成内容識別弁法を参照したうえで、関連規定に従って標識を付与しておらず、一般公衆が当該記事を生成 AI によるものと認識することや、記事内容の真偽を判断することは困難であるとし、その抗弁を認めなかった。

3、AI 関連の司法判断の特徴

近年の事例および法整備の動きから、中国における AI 関連の司法判断には、以下の特徴が見て取れる。





•「創作過程」の立証重視 プロンプトの入力内容だけでなく、パラメータの微調整や画像ソフトによる修正など、人間による「個性的な選択と判断」の積み重ねを、創作過程の記録、生成の再現性等によって判断する傾向にある。

•AI サービス提供者の責任 プラットフォーム側に対し、キーワードフィルタリングの実施だけでなく、通常のプロンプト入力でも権利侵害が発生しないレベルの技術的措置を求めするなど、高い管理責任を課している。

•AI 生成物の「透明性」に対する姿勢 ハルシネーションの事例が示すように、不正競争行為の認定において、法院は関連法規を参照している。関連規定に基づいた適切な対応がされているかどうか、主観的過失や誤認の有無を検討する際の考慮要素になっていると考えられる。

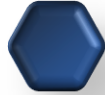
おわりに

中国の AI 関連法務は、技術の進展に合わせ速いスピードで変化している。今後も司法判断の積み重ねにより管理義務・注意義務の境界線が具体化されていくことが予想されるため、最新の判例と行政規定をセットで注視し続けることが重要である。

天達共和法律事務所 知的財産部

日本国弁理士 山口直彦





お問い合わせ

天達共和法律事務所

<http://jp.east-concord.com/>

E-mail : ip@east-concord.com

上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号
上海白玉蘭広場 11 階

Tel: (86-21) 5191 7900

Fax: (86-21) 5191 7909

郵便番号: 200080

深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号
中洲大廈 24 階

Tel: (86-755) 2633 8900

Fax: (86-755) 2633 8939

郵便番号: 518026

杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路
358-369 号宏程国際大廈 29 階

Tel: (86-571) 8501 7000

Fax: (86-571) 8501 7085

郵便番号: 310020

南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴区江東中路 347
号国金センターオフィスビル一期 36 階

Tel: (86-25) 8317 8000

Fax: (86-25) 8317 8111

郵便番号: 210019

北京東城区支所(デジタル化)

住所: 北京市東城区東直門南大街 1 号
ラッフルズシティ北京 オフィスビル 17 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100007

香港支所

住所: 香港湾仔港湾道 26 号華潤大廈 28 楼
2803、2803A 室

Tel: +852 2816 6888

Fax: +852 3797 3835

北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号
亮馬河大廈 1 座 22 階

Tel: (86-10) 6590 6639

Fax: (86-10) 6510 7030

郵便番号: 100004

武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街
19 号金禾センター28-29 階

Tel: (86-27) 8860 3060

郵便番号: 430074

成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号
天府金融大廈 A 座 15 階

Tel: (86-28) 6010 8998

郵便番号: 610094

西安支所

住所: 西安市高新区錦業路 1 号都市
之門 B 座 709 室

Tel: (86-29) 6886 1913

Fax: (86-29) 6866 1913

郵便番号: 710065

広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城洗村路
5 号凱華国際中心 39 階

Tel: (86-20) 3885 7515

郵便番号: 510623

バンクーバー支所

住所: カナダ ブリティッシュコロンビア州 バ
ンクーバー 西ジョージア通り 701 号 555 室

Tel: +1 236 607 0146

Fax: +86 20 2282 9269

東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2 第一生
命日比谷ファースト 12 階 〒100-0006

Tel: +81 3 6892 5570